

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第96号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) ガス温水機器（省エネ法施行令第18条第14号に掲げるガス温水機器をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(7) 石油温水機器（省エネ法施行令第18条第15号に掲げる石油温水機器をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 電気温水機器（省エネ法施行令第18条第26号に掲げる電気温水機器をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第67条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>ア～オ 略</u></p> <p>(3) 略</p> <p><u>ア 多段階評価点（告示3-1イに掲げる多段階評価点をいう。）</u></p> <p><u>イ～オ 略</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(特定電気機器)</p> <p>第66条 条例第97条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>(省エネルギー性能の表示等)</p> <p>第67条 条例第97条第1項の規定により表示し、説明する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 照明器具</p> <p><u>ア 表示の作成年度</u></p> <p><u>イ～カ 略</u></p> <p>(3) テレビジョン受信機</p> <p><u>ア 表示の作成年度</u></p> <p><u>イ 多段階評価（告示3-1イに掲げる多段階評価をいう。）</u></p> <p><u>ウ～カ 略</u></p> <p>(4) 電気冷蔵庫</p> <p><u>ア 表示の作成年度</u></p> <p><u>イ 使用している冷媒の種類</u></p>

ア～オ 略

(5) 略

ア～オ 略

(6) ガス温水機器

ア 多段階評価点（告示11-1イに掲げる多段階評価点をいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示11-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 機種名

オ 1年間使用した場合の目安となるガス料金（告示11-1ハに掲げる年間の目安ガス料金をいう。）

(7) 石油温水機器

ア 多段階評価点（告示12-1イに掲げる多段階評価点をいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示12-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 機種名

オ 1年間使用した場合の目安となる灯油料金（告示12-1ハに掲げる年間の目安灯油料金をいう。）

(8) 略

ア～オ 略

(9) 電気温水機器

ア 多段階評価点（告示19-1イに掲げる多段階評価点をいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示19-1ロに掲げる省エネルギーラベルをいう。）

ウ エネルギー消費機器等製造事業者等の名称

エ 機種名

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示19-1ハに掲げる年間の目安電気料金をいう。）

ウ～キ 略

(5) 電気冷凍庫

ア 表示の作成年度

イ～カ 略

(6) 電気便座

ア 表示の作成年度

イ～カ 略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の第67条第4号、第5号及び第8号の規定によって行うべき表示は令和3年10月31日まで、同条第3号、第6号、第7号及び第9号の規定によつ

て行うべき表示は令和5年3月31日までは、なお従前の例によることができる。